

糸魚川ジュニア卓球クラブ会員規約

第1章 総則

第1条 (名称・所在地) 本クラブは、「糸魚川ジュニア卓球クラブ」略称：糸魚川ジュニア及びサポーターチーム「ABLAZE」と称し、新潟県糸魚川市大字川島 120 番地に事務所を置く

第2条 (目的) 本クラブは、主として自発的なスポーツ活動（卓球）を通じて、地域社会のスポーツクラブを目指し、夢や目標を持つ子供たちへの卓球を楽しむ仲間づくりができる環境を提供し、会員相互の健康・体力の維持増進と親睦を図り青少年の健全育成、地域スポーツの普及（楽しさ）・振興（目標・夢）・強化（結果）を循環させ、自主的・自立的に活動出来る規律正しい豊かな人間性の育成を目的とする

第3条 (活動) 前項の目的を資するため、次の活動を行う

- (1) 定期的な日常スポーツ活動の実施
- (2) 月間及び年間活動計画に基づき活動の実施
- (3) 他の機関・団体などの主催する競技大会への参加
- (4) 会員の親睦を図るための社交的行事（春夏秋冬）の思い出作りを実施
- (5) 会員の健康・体力の増進を目指した体力トレーニングなどを実施
- (6) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業（強化練習会など）

第2章 会員

第4条 (構成員) この団体の会員は糸魚川市に在住し年少から高校生までの個人会員と、サポーター（役員・ABLAZE）父母（保護者）をもって構成する（但し、市外からの入会希望者があった場合この限りではない）

第5条 (会員の資格) 本クラブの会員となるためには、原則として「入会案内」に同意し所定の入会金を納入し入会手続きを完了するものとする

- (1) 会員の資格は4 / 1日から翌年3 / 31日までの一年間とし継続者は翌年2月末までに更新手続きを行わなければならない
- (2) 会員は、退会、除名、によってその資格を喪失する
- (3) 会員が退会しようとする場合は代表者に届け出を行う（代表者→監督）
- (4) 会員が一時的にクラブの活動を停止しようとする場合、月会費の免除又は減額を行うものとする。
- (5) 会費は当月の20日までに納入することとし未納、若しくは長期間（1ヶ月間）連絡のない状態が続いた場合、資格を喪失し自然退会とする

第6条 (除名) 会員が次の各項に該当する場合は、監督の判断、若しくは状況に応じ保護者会の決議を経て除名する

- (1) 器物破損による行為及び会員保護者の偏見（偏向）など著しい場合
- (2) 本クラブの名誉を著しく毀損したとき

第7条（会費及び免除並びに報奨金・奨励金）会費及び会費免除並びに報奨金・奨励金とは次のものをいう

- （1）入会金（初回）
- （2）月会費
- （3）臨時会費（特例時）
- （4）全国大会以上において個人ベスト8以上及び団体戦3位以上となった選手
- （5）報奨金及び奨励金（助成金）支給金は育成強化チームに対しての助成となるゆえ会の運営に寄付金として依存する（但し、監督判断及び当事者間の間で協議し報奨金の一部並びに全額を支給する場合もある）

第8条（会費の納入）会費は本クラブが別に定める会費を原則として納入するものとする

- （1）入会金（4月度）年齢に関係なく一律とする（途中入会者はその当月とする）
- （2）月会費（5月度以降）クラス別の月会費とする（年会費は徴収しない）

第9条（会費の返還）会費は途中で退会した場合には一切の返還を行わない

第10条（事故の責任）

- （1）会員は、本クラブの活動に際しては、スポーツ保険の加入を原則とする。大会等の車両での移動時は別に任意保険の加入を行うものとする。本クラブの規定及び指導者・引率者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする
- （2）違反者に対し盗難、傷害などいかなる事故が起こっても、本クラブの指導者・引率者に対し一切の損害賠償は請求しないものとする
- （3）本クラブ活動中の傷害についてはスポーツ保険対象範囲で保障するものとする

第11条（会の運営）

- （1）必要に応じ会員保護者を対象とした保護者会を開催し、運営方針の協議、会計報告及び意見交換を行う。（定例総会を行わないが必要と判断した場合は開催する）
- （2）会員相互の連絡はホームページ、LINEグループ、Eメールなどの連絡網（LINEグループ→①連絡網、②応援メッセージ）とする

第12条（役員）本会には次の役員（正式名はサポーターと呼ぶ）を置く

- ①顧問1名（特に定めない）
- ②監督1名
- ③会計1名
- ④情報担当1名
- ⑤学識1名
- ⑥ヘッドコーチ1名（コーチ数名）
- ⑦保護者代表1名
- ⑧相談役1～3名
- ⑨情報提供者数名
- ⑩フォトグラファー1名
- ⑪マネージャー1名

第13条（報酬・諸謝金）無報酬で行われる活動であるが、直接指導に当たる保護者以外のサポーター（監督・コーチ）には会で定めた諸謝金を支払うこととする。

第14条（設立年月日）

- （1）本会の設立年月日は昭和61年（1986年）5月2日とする